

誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して
人権学習シリーズ②

◆◆◆ ヘイトスピーチについて ◆◆◆

毎回多くの感動を与えてくれるオリンピック・パラリンピックが、2年後の2020年に東京で開催されます。この開催に伴い、外国人と接する機会がますます増えることでしょう。

しかし、近年特定の人種や民族、宗教などの少数者の差別につながるヘイトスピーチと呼ばれる言動が社会問題になっています。ヘイトスピーチの内容としては、「日本から出て行け」「叩き出せ」といった脅迫的なもの、昆虫や動物などに例える著しい侮辱などが挙げられます。これらの言動は、差別意識を助長し、人としての尊厳を傷つけるもので、決して許されるものではありません。

この差別的言動の解消を目指して、平成28年にヘイトスピーチ解消法(※)が施行されました。この法律に基づき、地方公共団体では、啓発・教育活動を進めており、学生団体やボランティア組織等でも、ヘイトスピーチをなくすための活動が盛んに行われています。

ヘイトスピーチを根絶するためには、私たち一人一人がそれぞれの国のか文化や宗教、生活習慣などを正しく理解し、尊重していくことが大切です。

(※) 正式名称：本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

問生活環境課 (57) 4132

